

鳥取縣公報

昭和十五年十月四日

第千百七十一號

本書ノ大キサ國定規格A⁵判、

金曜日

告示

◆鳥取縣告示第七百五十一號

昭和十五年九月二十五日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加豫算同年度特別會計慈惠救濟金歲入歲出追加豫算、同年度特別會計畜產增殖資金歲入歲出追加豫算及同年度特別會計時局對策畜產獎勵資金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年十月四日

昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加豫算

鳥取縣知事 副見喬雄

歲

天

經

常

部

副

見

喬

雄

第一十一款

使 用 料 及 手 數 料

料

二、四〇〇圓

第一項

使 用

用

料

二、四〇〇圓

第一十二款

國 庫 下 渡 金

庫 下 渡 金

一、五八六

第一項

警 察 費

下 渡 金

一、五八六

00332

第一款	土道	木路	費	一五六、四六七圓
第三項	橋	梁	費	一四〇、〇〇〇
第四項	衛	診	費	一六、四六七圓
第二項	勸	業	費	三〇〇〇〇
第三項	勸	業	費	二〇〇〇〇
第十三款	勸	業	費	二〇〇〇〇
第一項	勸	業	費	二〇〇〇〇
第二十三款	米子港改良事業費	本年度支出額	一三、八〇〇	一三、八〇〇
第一項	米子港改良事業費	本年度支出額	一三、八〇〇	一三、八〇〇
第三十六款	變事	業	費	三〇、〇〇〇
第四項	防空	費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
第五項	國民精神總動員費	費	五八、一三二	五八、一三二
第七項	雜	出	四四、六五二	四四、六五二
第五十四款	過年	度過納下戾金	二、〇五〇	二、〇五〇
第五十七款	農產資源開發開墾事業費	費	六、九〇〇	六、九〇〇
第一項	農產資源開發開墾事業費	費	九、〇九六	九、〇九六
第六十款	米穀增產施設耕地事業費	費	三五、二四四	三五、二四四

00333

昭和十五年度特別會計畜產增殖資金歲入歲出追加豫算

00334

第一款	債	還	金
第一項	債	還	金
歲入合計			

第一款	貸	付	金
第一項	貸	付	金
歲出合計			

昭和十五年度特別會計時局對策畜產獎勵資金歲入歲出追加豫算

00335

第一款	償	還	金
第一項	償	還	金
歲入合計			

第一款	貸	出	付	金
第一項	貸	付	金	三、二三七圓
第二款	縣			三、二三七
第二項	利			三、〇〇〇
歲出合計				三、二三七

◆鳥取縣告示第七百五十二號

米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢查員章交付セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副見喬雄

區分	番號	年月日	所屬廳	職名	氏名
交付	九七	昭和十五年九月二十日	西伯郡所子村役場	書記	角田善式

◆鳥取縣告示第七百五十三號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副見喬雄
字田川中野善太郎

00336

◆鳥取縣告示第七百五十四號
外江村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ
昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

南家 保孝

竹内周三郎

柏木 茂福

高梨 光榮

拜藤 茂鄉

高梨 久市

達藤 健治

遠藤 政義

竹内平十郎

遠藤 延壽

濱田 幸吉

濱田 茂司

佐々木房吉

竹内 美登

中村 文平

◆鳥取縣告示第七百五十五號
幡鄉村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

森安 知重
小村 雄三
岩田 正治

妹尾 孝史
小村 嗣治
岩田 侶重

長船 精
中村 淳
船橋 雄治

影山 良一
奥田 章一

◆鳥取縣告示第七百五十六號
字田川村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見 喬 雄

喬 雄

00337

◆邊茂一郎 番原佐太郎 長谷川彥吉 森田 隆
本田喜代重 木島 満仲 森本 彥治 田中 新藏
日吉津村告示第七百五十七號

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見 喬 雄

喬 雄

◆鳥取縣告示第七百五十八號
名和村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ
昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見 喬 雄

喬 雄

◆鳥取縣告示第七百五十九號
高橋 民藏 荒松 友義 荒松 永藏 大原 定市
宮川 梅吉 森田 松吉 金田幾次郎 野坂 美正
林原 政吉 周防 壽 荒松 永藏 田草 惠藏
高橋 民藏 荒松 友義 荒松 勝太郎 田中 實
小鴨村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

中井 重藏 山本 永壽 水谷 榮一 水谷 庄藏
和泉 義正 森本慶次郎 石橋 亀吉 富盛 一雄 中野 定藏

水谷 保平 小林 貞藏 尾崎 茂

◆鳥取縣告示第七百六十號
舍人村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

眞木富三郎 山田 善藏 山田淺治郎 川田 廣藏
伊藤 堅 岡本 爲吉 福原 廣藏 下田 平作

◆鳥取縣告示第七百六十一號
成美村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

佐伯 康治 岸本 富藏 高橋 岩藏 田中 幸壽
財賀 信雄 松藏 中本 常藏 足立 清藏 石賀 易雄
前田 秀

澤田重次郎
佐々木鶴藏
佐々木龍藏

◆鳥取縣告示第七百六十二號
北谷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

山脇 房吉 松田 佐市 福井與惣一 梅林 昌
高岡 能行 細田 節雄 野島 秀雄 野島 巖
景山榮太郎 松田 新藏 佐々木鶴藏 西谷 健治
谷口幸人

杉本眞太郎
熊谷 邦雄
佐々木龍藏

◆鳥取縣告示第七百六十三號
上鄉村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副 見

喬 雄

桑本 権藏 桑本 源市 桑本 新市 桑本 賢藏 橫山 重壽
平野 武義 橫山 平八 米田伴次郎 手島 権造 橫山 重壽
倉本 敏雄 山本市次郎 坂本 長市 坂本 藤十郎 小倉 勝治
松本繁三郎 松本 勝藏 岡田 元一 宮本 繁好 山根芳太郎

◆鳥取縣告示第七百六十四號

明治村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

00340

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

稻村 壽夫

德田 義延

加藤 定治

加藤喜右衛門

喬

雄

◆鳥取縣告示第七百六十五號

正條村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

地原 勝造 鈴木才三郎 谷口 富治 恩田 精吉

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第七百六十六號
安部村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

大山 政實 田中 甚一 藤田千代藏 藤田光智賀

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

中村 源八 内田 英治 西川 定通 中田 利胤

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第七百六十七號
國英村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ任命セリ

昭和十五年十月四日

入江憲治郎 平木壯吉

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

◆鳥取縣告示第七百六十八號
米穀現在高調查員左ノ通囑託解囑セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

嘱託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
小谷春美	谷口金光	岩美郡福部村	岩美郡福部村役場	昭和十五年九月二十六日
三谷作太郎	坂本保二	鳥取市(舊)	鳥取市役所	同
清水薰	野口正彦	鳥取市美保區	鳥取市役所	同

◆鳥取縣告示第七百六十九號

昭和十五年十月一日左ノ者ニ對シ動力耕摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00343

00342

免許證番號

住

所

氏

名

一、二七八

岩美郡小田村大字外邑貳百八拾壹番地

米

山

宗

雄

一、二七九

東伯郡古布庄村大字三本杉千五拾六番地

杉

口

明

春

◆鳥取縣告示第七百七十號

日野郡日野村津地耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十五年十月四日

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第七百七十一號

賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依リ荷馬車挽、荷車挽及桶製造並修繕ノ作業ニ日々雇入レラル、勞務者ノ賃金ヲ左ノ如ク定メ昭和十五年十月四日以後ニ於テ雇入ル、者ニ付之ヲ適用ス

昭和十五年十月四日

(一) 基本給(日給)

適用地域	職能別及賃金		
	荷馬車挽(金輪)	荷馬車挽(護謹輪)	荷車挽
鳥取縣一圓	圓〇〇	圓〇〇	圓〇〇
			五〇
			二五〇
			二六〇

考

- 1 一日ノ就業時間ハ純労働時間ヲ九時間トス
- 2 早出、残業ノ場合ハ一時間ニ付一割増トシテ計算スルモノトス
- 3 賄ヲ爲ス場合ニ在リテハ一日(三食)七十五錢、(女子ハ六十錢)一食ノ場合ハ貳拾五錢、(女子ハ二十錢)トシテ計算シ基本給ヨリ控除スルモノトス
- 4 請負給制ノ場合ニ於ケル最高賃金額算定ニ當リテハ基本給額ニ五割ニ相當スル額ヲ加ヘタル額ヲ超エザル範圍内ニ於テ各單價ヲ定ムルモノトス

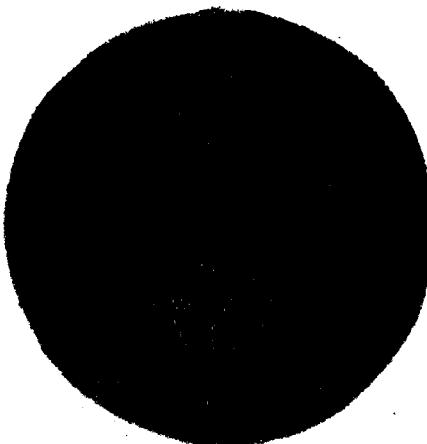
00344

鳥取縣公報 第千百七十一號 昭和十五年十月四日

(第三種郵便物認可)

一六

事變特報



彙報 第七十四號

舉國一致

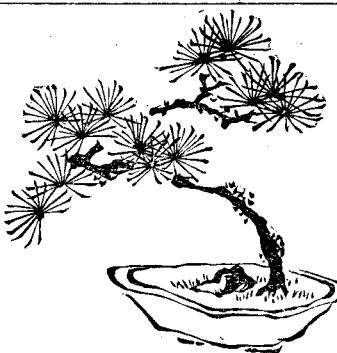
盡忠報國

堅忍持久

目 次

- 一 軍事援護施設の概観 (社會課) 一九頁
- 一 前線將兵の勞苦と銃後國民の奉公
軍事保護院總裁陸軍大將男爵 本庄 繁二四頁
- 一 軍人援護に關する勅語奉體並
銃後奉公強化運動實施要項 (社會課) 二七頁
- 一 國民生活の新體制 (二) ◆鐵道旅行 (時局課) 三二頁
- 一 明年度の海軍志願兵について (社寺兵事課) 三五頁
- 一 冠婚葬祭の新様式 (時局課) 三七頁
- 一 夏秋蠶終了後の桑園の手入 (農產課) 四二頁
- 一 廢品回収とはどんなことか (時局課) 四四頁
- 一 鶏の飼料の作り方 (農產課) 四七頁
- 一 入營並に應召時に於ける措置 (社寺兵事課) 四八頁
- 一 「むしば」と國民體力 (衛生課) 四九頁
- 一 勤勞奉仕班の編成獎勵 (規畫課) 五〇頁

田畠で増産家庭



軍事援護

施設の概観

銃後の護りをいよいよ固くすると共に、國家總力の源泉をます々涵養することでなければならぬ。

政府がとつてゐる銃後の施設は各種各様であるが、聖戰目的貫徹に最も緊密な關係をもつ軍人援護については、何を措いても萬全の策を講じて遺憾のないやうにしなければならない。即ち戦歿軍人の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人及びその遺族、家族並に歸還軍人等に對して援護の手を伸べることであつて、要はわが國體の本義に鑑み、軍人並にその遺族家族をして至誠奉公の實を擧げ、日本國民としての本分を完うする上に心からの協力支援をなすことである。軍人援護の事業がその本質に於て社會事業と異なる所以もこゝにあるのである。

以下銃後施設としての軍人援護事業について説明することとする。

(二) 軍事扶助法

軍人援護事業については各種の施設があるがその重要な地位を占めるもの、一つに軍事扶助

いふまでもなく今次の事變は東亞新秩序建設のための戰ひであり、われ等國民は各々の立場に於て興亞の大業を翼賛し奉らねばならないのである。しかして銃後にあるわれ等の務めは、

法による扶助がある。この法律の趣旨は、兵役の大任に服する者が後顧の憂ひなく安んじて第一線に活動が出来るやう、國家が充分にその家族遺族並びに傷病兵並びにその遺族家族等の面倒を見ようといふのである。本法の扶助は同法第十六條に規定してゐるやうに、貧困救助でいことを明にしこまでも名譽ある帝國軍人並びにその遺族家族の體面といふことが考へてある。本法の適用が受けられる者は現役兵または應召中の下士官兵の家族、戰死及び傷病死下士官兵の遺族傷病兵並びにその遺族家族であつて傷病兵はその傷病のために遺族家族は下士官兵の入營應召または傷病死亡等のためにそれゝ生活困難に陥つた場合に扶助を受けることが出来る。扶助の種類は生活扶助、醫療、助產、生業扶助、臨時生活扶助、埋葬であつて、これは地方長官が行ひ、市町村長が補助機關として働いてゐる。

(二) 軍事扶助法に準する軍人援護

法律はその適用に一定の制約を受けることを

して、一日も早く生活が安定出来る様にする事は極めて必要な事であつて、復員対策として特別な措置が講せられてゐる。援護の内容には、生業費の給與並びに貸與、生活費の補給及び醫療保護であつて、孰れも速かに動員前の状態に復歸し、生業にはげめるやう適當な援護が行はれ、成可く原職にかへる事を原則としてゐる。

(四) 軍人遺族の援護

護國の神となられた戦歿軍人には限りなき尊敬と感謝の念を捧げると共に、その遺旗に對し名譽ある家門を顯揚するための力添へを惜んではならない。遺族には從來種々の恩典が與へられたが、扶助料の増額によつて生活の安定に格別の考慮が拂はれてゐるのであつて、遺族援護事業としては、遺児の育英授職補導寡婦教員養成等の施設がある。

(五) 遺族家族の教化指導

の施設があるが、或ひは愛子を皇國に捧げ、或ひは一家の柱石を第一線に送り、後に残された

免れないものであるが、軍事扶助法もその例に洩れない。例へば遺族家族についてみても内縁關係の妻子ま伯叔父母、甥姪のやうな者には本法は適用されない。また軍事扶助を要するほど生活が困難ではないが多少援護を必要とする場合或ひは現在の處はよいが近い將來必ず何等かの援護を要する事が明かな場合、或ひは又軍事扶助が行はれるまで暫く面倒を見る必要のある場合等である。これ等の場合には法律では扶助は受けられないが、適當に援護しなければならない事は變りはないので、政府はこの方面的援護を期するため道府縣に助成して必要な一切の援護を行ひ就中生業援護には特に力を注ぐこととなり方をし、地方の實情に適した各種の援護が行はれてゐる。だいたい生業援護、生活援護、醫療助產、託児事業、育英事業、労力奉仕等である。

(三) 歸還軍人の援護

召集解除または除隊となつて歸郷した者に對

遺族家族が自ら進んで家庭の護りを固くし、自力更生護國の英靈に應へ、また第一線將兵に後顧の憂ひを與へぬやう家族遺族に家庭強化の實踐は誓はせ、以て軍人遺族家族たるの自覺を一層堅持させることが必要である。

また銃後に於ける遺族家族を中心として、各種のむつかしい問題が起ることが少くなくこれがために親身になつて身上その他相談相手となり、または家業の經營維持、子弟の養育その他家事萬般について常に積極的に進んで相談指導をなす者が必要である。後述する如く軍事援護相談所が設けられた所以は即ちこゝにあるのであるが、この活動を一層強化する必要があり、ことに事件の性質上婦人のうちから、この役割を完全に果し得るやうな適任者を設けることがよいので、本縣でも婦人の指導嘱託を設けてこれが相談指導に當らせてゐるのである。

(六) 戰歿軍人の遺族、應召または出征軍人の家族

のうちには、家業の經營維持、子弟の教育その

他身上家事萬般に亘つて何かの相談相手となり時には適當な指導を與へる機關を必要とするので、全國の道府縣並びに市町村に相談所を設置してゐる。内密のうちに温情を以て實情に即した解決を與へることの施設こそは、本當に缺くことの出來ない必要な存在である。

(七) 傷兵保護事業

次ぎに傷兵保護事業について説明する。

傷兵保護の根本精神はすべての傷痍軍人が再び起つて終生御奉公出来るやうにすることにあるのであつて、物心兩面に亘る各般の保護指導の實施する必要がある。

先づ第一に、傷痍軍人の教養、一般國民の教化の事業があるが、これは本事業の精神指導方面を代表するものであつて、傷痍軍人が自己の名譽をいよく光輝あらしめると共に、確固たる信念を以て修養に努め人格を陶冶し、將來再び起つて皇國に報せんとする決意と心構へどを涵養するやう萬般の方法が、講せられてゐる。特に傷痍軍人の修養團體として自ら進んで組織し

る。

その他傷痍軍人が再起奉公できるやう特別の施設として失明傷痍軍人のために寮及び教育所を設け、また中等學校教員の養成所、小學校教員養成所を設け、さらに職業再教育のため傷痍軍人に對して學資給與の途を拓き、廣く職業に從事するため必要とする者に對しては無償で作業義肢の製作並びに配給、修繕を行ひ生業資金を必要とする者には融通の途を講ずる等各種の保護施設が講じられてゐる。また事業主等を中心とする傷痍軍人雇傭の促進並びにこれが確保を目的とする道府縣傷痍軍人雇傭委員會が設置されてゐる。

(八) 傷痍軍人に對する優遇

終りに傷痍軍人に對する感謝尊敬の現れとして諸類の優遇が考へられてゐる。その主なるものとして傷痍軍人子弟の育英養成、軍人傷痍記章の授與その他表彰、身上相談、公私各種の施設に於ける優待等がある。

た大日本傷痍軍人會は、常に傷痍軍人の爲に嚴父慈母の態度を以て指導に當り、時局下に於ける各自の重大なる責務の遂行に怠りなきことを期してゐる。いかに、再起奉公の決意固く、傷痍軍人としての使命貫徹の念願に燃える者も、身體に缺陷が殘存してゐては到底満足な活動は出来ない。それ故再起の土台となる肉體の健全を確保するために醫療保護の施設が實施されてゐる。即ち傷痍軍人が陸海軍病院から退院した後疾病が繼續してゐるとき、または傷痍の再發した場合にはそれゝ、醫療保護をするのである。これがため胸部疾患者の收容保護をする傷痍軍人療養所、溫泉療養を要する者を收容保護する傷痍軍人溫泉療養所、及び精神障礙者を收容保護する療養所を全國各地合計三十六ヶ所設置せられ、又諸種の事情から是等の療養所へ入所出来ない者の保護の爲に、官公私療養所、病院等に委託入院させる委託療養の方法、及び居宅で委託療養最寄の病院醫師について醫療を受けさせ居宅療養の途を拓いて保護の萬全を期してゐる。

「千萬人と雖も吾往かん」の意氣でグンドー推し進められてゐる。その前途に横はるいかかる障害をも焼きつくす熱誠と理想の焰はますく燃えさかつてゐる。しかし銃後を振りかへるとき、冷靜と沈着とを以てねばり強くやり遂げなければならぬ仕事は山積してゐる。それ故われ等國民一億は、官民一體、一昨昭和十三年十月三日賜はりたる軍人援護の勅語の聖旨を奉體し、ますく傷痍軍人、軍人遺族家族に對する援護の強化を圖り、手に手をとつて勇躍興亞の大行進に參加しなければならない。

戰ひは勝たねばならない。破壊の後には建設がなければならない。勝利と建設は強力な國家總力にまつのみである。さうして國家總力の源泉は銃後の施設を運営するわれ等の一人一人がこれを涵養するよりほかに何等の途はないのである。

を明にかにすべきであるが、それと共に出征將兵の勞苦を犒ひ士氣を鼓舞するところがなくてはならぬ。



前線將兵の

勞苦と銃後

國民の奉公

軍事保護院總裁

陸軍大將 男爵 本庄繁

事變勃發第三周年に當り光輝ある紀元二千六百年を迎へた我々は、愈々舉國一體前線に呼應して興亞の聖業に貢獻し、以て八絃一字の皇謨を翼賛し奉るの覺悟を固めねばならぬ。此の秋に當り銃後奉公強化運動の實施を見んとするは寔に意義深きことゝ謂はなければならない。

我々は此の運動に際し、先づ一昨年十月三日の聖旨を奉體して銃後に於ける滅私奉公の覺悟

を醸つて過去三年の間に皇軍の將兵の舉げ得たる綜合戰果を數字に就て觀るに敵軍の遺棄屍體のみでも百五十八萬餘、其の他の死傷、逃亡、歸順等を合算するときは實に三百數十萬と推斷せられるのであるし、又擊碎敵飛行機の數は千九百餘機、其の他鹵獲品は各種大砲約一萬、機關銃小銃等は無數に上つてゐるのである。更に其の占據地の面積（約百六十萬平方糠）に至つては我全土の約二倍半に及んでゐるのである。

かくの如き赫々たる戰果の裏面には皇軍將兵の涙ぐましき勞苦の數々が織り込まれてゐることは周知のことゝ思ふが、先般余は北支及び中支方面を巡視して親しく第一線將兵の現状を目撃するに及んで、實に想像以上の苦難と戰つてゐることを知つたのである。

第一感激したことは寡兵を以てよく未曾有の大戰線を敷いて居ることである。

戰線の延長は今や四千六百糠に及んで居るのであつて前世界大戰に於て數ヶ國が參加した歐洲各戰線の全延長の三千七百餘糠を遙かに超過して居るのであるが、之を數いた兵員は世界大戰の兩軍合して六千八百萬人を超えて居るのに對して今次事變のそれは數十分の一にも達せず、しかも日支兩軍の比は格段の差があるのである。又警備擔任區域が非常に廣く或る師團の如きは「オランダ」と「ベルギー」を併せた程で自然敵兵の潛入を免れない有様、又攻擊前進に當つては比較にならぬ優勢なる敵に向ふことであるから、前敵を擊滅して前進して居る間に既に後方には新敵が現はれるといふ有様である。

第二に同情に堪へないことは風土上の強敵と戰つて居ることである。即ち支那各地は寒暑共に激しく、加ふるに水質不良疫癆に悩まさる、こと多く、其の日其の日の生活が既に決死的な仕事とも言ひ得るのである。

かかる難境に於ける我が將兵はいかなる態度であるかといふに、杭州附近で敵と相對陣して

居る或る部隊を觀察したが、僅かに二千米内外を隔て時々銃砲火をさへ交ふる狀況なるに拘らず、將兵は内地に於けると同様に平然として任務に服しつゝあるその沈着なる態度には感服せしめられた。更に附近の或る小部隊の守備地に行くと、兵舍に充てた粗末な支那民屋の側に家庭を造り、小さな池に「めだか」などを飼つて自ら無聊を慰めて居るのを見受けたが、平素の生活が如何に殺風景であり、如何に慰安に飢えて居るかゝ窺はれるの一面、日本人の風流心と其の死線を超えたる餘裕綽々たる態度とには漠然しきものを感じたのである。

又漢水附近の或る戰場に於ける野戰病院を見舞つたのであるが、こはれた支那民屋で誠に粗末なものであつたが、或は戦に傷き或る病に罹れた多數の患者がごたゞ横はつてゐた。中には昨日今日の戰鬪で傷いた生々しい負傷兵も居たが、傷病兵達は何等の不平不安もなく而も少し快方に向ふと直ぐ第一線に飛び出したがるといふ有様である。又北支では軍司令官の指令の

下に戰傷者には戰傷徽章を附けさして居るが、之を四つも五つも胸に附けて居る勇士、而もそれが將校に殊に著しく見受けられたのである。

更に畏れ多いことであるが、先頃 秩父宮殿下が南支の戰場に赴かせられた時のことである。廣東から南寧に向はせらるゝ途中敵の上空五百米の低空を御飛行遊ばされた由を承はつた。五百米と言へば敵彈の充分に届く距離であり誠に恐懼感激した。他の 宮様方に於かせられても御同様に勇敢なる御行動を遊ばされて居らせられるのである。

我が軍が偉大なる戰果を收めた裏には、斯の如く 宮様方を始め奉り將兵の心が上下一つになつて辛酸苦鬪を續けた賜であることを深く銘記して之に感謝する所がなければならない。

而してこの感謝は外に發しては銃後の護りを固め、前線の將兵をして後顧の憂なからしめなければならぬ。即ち「戰爭は頼んだぞ、其の代り銃後は一切引受けた。心配なく御國のために働いてくれ」といふ意氣組で、銃後ががつしり感するのである。

しかして傷痍軍人、歸郷軍人、軍人の遺族家族中には國家社會の恩遇に狃れる者もなきにしもあらずであるが、この際奮起してむしろ銃後國民の第一線に起ち 皇恩の萬一に應へ奉るの覺悟を持して貰ひたいのである。

よく引かれる譬喻であるが、前線の將兵を「矢」とすれば銃後の國民は「弓」であり、前線の將兵に直接の關係を有する軍人援護の事業は「弦」である。いかに銳利なる矢であつても之を番へる弓が弱かつたり、弦が弛緩しす居るならば矢は何の用をもなさない。前線の將兵が世界無比の精銳であつても、銃後國民が之に副はずして緊張を缺ぎ、軍人援護の實が舉がらなかつたならば最後の勝利は期し難いのである。

日本の「矢」の銃さと日本の「弓」や「弦」の短期

と手を組んで眞の舉國體制で行かなくてはならぬのである。

顧るに日清日露の兩戰役に於ては、前線銃後全く一丸となつてあれほどの戰果を收めたのであるが、前者は九ヶ月、後者は二十ヶ月を出でずして終結を見た所謂短期戦であつた。

然るに今事變は前二者とは全く其の趣を異にした長期戦であつて、今や罕々目に這入つたのである。茲に於てかやゝもすれば第三國人は、即戰即決にしか經驗なき我が國が果して有終の美を收め得るや否やは疑問であるといつて前途を危ぶむものも少くない。併し乍ら國難に遭遇する毎に全國民一丸となつて難難を克服するは我が民族の傳統の精神である。國防に、思想に及び經濟に我々は國民の總力を擧げて戰はなければならぬ。先づ前線將兵の慰問は果して事變勃發當時に比して遜色ないであらうか、戰死軍人



軍人援護に關する勅語奉體 並銃後奉公強化運動實施要項

聖戰四年、世界の新情勢に對處して今や日本は鐵よりも鞏固な國防國家の建設へと邁進しつゝある。

此の鐵壁陣の完成は云ふまでもなく國民の強烈な奉公精神の發揮に俟たねばならないし、特に銃後後援の強化に發揮されねばならないが、其の重要性に鑑み、軍人援護に關する勅語を賜はりたる十月三日を記念し畏き聖旨を奉體して大いに軍人援護の精神の昂揚を圖ると共に官民益々協力、銃後奉公の完璧は期するため軍人援護に關する勅語奉體に付き

一 官公署、學校、團體等に於ては朝禮其の他の適當なる機會に軍人援護に關する勅語を捧讀し、聖旨の存する所を一層深く服膺して軍人援護に關する國民的責務を自覺し其の實踐の強化を期すること

二 其の他の實施細目に付ては各地方に於て實情に即し有効適切なる方途を講じ以て本趣旨の成果を擧ぐるやう工夫することの二項が右記念日たる十月三日に全國的に實施され、更に十月七日より十一日までの五日間に亘つて銃後奉公強化運動が展開せられることになつたので、本縣に於ても次の要項に依つて此

の運動を實施することになつたが、我々國民としては、此の際特に戰歿軍人の遺烈を思ひ、武勳輝く傷痍軍人、歸郷軍人、前線に奮闘する皇軍勇士に心からの感謝を捧げて銃後の軍人家庭を永へに護ることを心に誓はねばならない。

一 實施要目

(1) 祈願祭

第一日の十月七日午前十時縣下官國幣社に部長參拜し一齊に祈願祭を執行する

(2) 慰靈祭

昭和十四年十月四日慰靈祭執行後の戰死者遺族を招待し十月下旬鳥取市遷喬小學校に於て神式に依り執行する

(3) 銃後奉公大會及び協議懇談會

運動期間中鳥取、米子、倉吉の三ヶ所に於て銃後奉公大會を舉行し、勅語の聖旨を奉體して愈々銃後奉公の完璧を期することを誓ふ

ロ 接遇改善協議會

各警察毎に自動車、軌道其の他の交通機關並に集會場劇場、映画館、湯屋、理髮店、料理屋、飲食店、食堂業者に於て座席讓與の掲示「プログラム」に標語挿入、接遇の改善等につき協議する

ハ 屢嘗主懇談會

期間中縣下五ヶ所に於て戰歿軍人の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人、歸郷軍人の雇傭、應召者の處遇等に付き協議懇談する

ニ 慰問激励打合會

縣婦人會、愛國婦人會、國防婦人會、縣處女會の幹部會を開催し、遺族家族、傷痍軍人の慰問激励計畫に付き協議する

(4) 產業奉仕委員活動促進

產業奉仕委員及び關係職員並に各種商工團體役職員の協議會を開催し、應召工商業者營業援護に關する相互の連絡、產業奉仕團體員、組合員に對し營業援護の趣旨徹底を促進する

(5) 勤勞奉仕活動促進

縣勤勞奉仕指導班は擔當部の勤勞奉仕班の活

動に關し郡指導員と協力し、市町村に於ける奉仕施設の充實強化を圖り、積極的指導督勵をする

(6) 傷痍軍人慰安會

縣並に市銃後奉公會共催にて鳥取、米子兩市に於て傷痍軍人を招待し、女學生、小學生、青年團、處女會等の演技を行ひ慰安會を開催する

(7) 講演會、映画會、國民進軍歌の演奏會

ラヂオ放送

(8) (9) (10) (11) 二名以上戰死者を出したる家庭表彰狀傳達式

標語印刷頒布

ポスター、パンフレットの頒布

市町村其他に於ける實施事項

青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體等に於ける實施事項

青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體等に於ける實施事項

婦人團體等各種團體は緊密なる連絡の下に本運動の實踐的協力をなすこと

(3) 市町村常會、部落常會、官公衙、學校、銀行、工場等に依り傳達網、實踐網の活用を行ふこと

(4) 恩賜財團軍人援護會鳥取縣支部、大日本傷痍軍人會鳥取縣支部及び市町村銃後奉公會は相互に連絡を保ち、本計畫に即應し各般の有効適切なる方途を講ずること

(5) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(6) 財團軍人援護會鳥取縣支部、大日本傷痍軍人會鳥取縣支部及び市町村銃後奉公會は相互に連絡を保ち、本計畫に即應し各般の有効適切なる方途を講ずること

(7) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(8) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(9) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(10) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(11) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(12) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(13) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(14) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

(15) 期間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること

人武運長久)

(5) 戰歿軍人遺品、遺墨、寫真、記錄等展覽

(6) 軍人遺族家族、傷痍軍人の援護強化徹底、實績檢討、計畫樹立

(7) 銃後奉公會の強化

(8) 勤勞奉仕の勵行徹底、實績檢討、計畫樹立

(9) 傷痍軍人、遺族家族の就職斡旋、處遇改善並に雇傭主と懇談

(10) 慰問文、及び慰問品發送及び傷痍軍人慰問

(11) 遺族家族、傷痍軍人の慰安會開催

(12) 交通機關等の座席讓與、演劇場等傷痍軍人優遇の徹底

(13) 遺族家族、傷痍軍人の銃後奉公協議會の開催

(14) ポスター、パンフレット等配布利用

(15) 其の他本運動上必要と認める事項

學校に於ける實施事項

其の他本運動上必要と認める事項

(1) 児童生徒の慰問文、慰問學藝品（習字、手

工藝品等）作製發送

(2) 訓話、修身、習字、作文等教材採取

(3) 戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人の勳功事項

(4) 家業、家事手傳ひの徹底及び勤勞奉仕の勵行

(5) 市町村銃後奉公強化運動に協力

(6) 其の他の本運動上必要なる教育施設

五 其の他

(1) 官公衙諸機關は本運動の趣旨を積極的に諸般の行政の上に具現するやう留意し、以て率先協力の實を擧げること

(2) 學校其の他の各種團體等地方の實情に依り本運動期間中強調日を設定して趣旨の徹底、並に其の實施を強化せんとするときは左の例を參照して之を行ふこと

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美德顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日

十月十一日 美徳顯彰の日

十月七日 祈願、遺靈、遺烈顯彰の日

十月八日 生活支援の日

十月九日 勇士讚仰、傷兵慰安の日

十月十日 接遇改善の日



國民生活の新體制

〔二〕

◆鐵道旅行

△旅客の激増

満洲事變以後國有鐵道の運輸數量は毎年非常な勢で増加して來ました。以前には七分、八分と云つた増加の歩合であつたものが、支那事變以後は一割五分、二割、昨年の如きは昭和十三年度に較べて二割七分も旅客の移動が殖えて来て居るのであります。

その原因としては時局下に於ける軍隊關係の輸送が多くなつてゐることは勿論ですが、そのほか

1 我が國の大陸政策發展に伴つて中央と地方

との往來が非常に増したこと

2 種々な經濟統制などに伴つて中央と地方との連絡旅行が非常に増したこと

3 生産力擴充に伴つて通勤者が非常に殖えたこと

4 我が國の團體主義的な思想の發達に伴つて色々な大會とか訓練、勤勞奉仕團體等の旅行が多くなつたこと

5 國民の所得が殖えた爲、いくらか遊樂的な旅行が増したこと

等であると思はれます。そして大体旅客の輸送量は昭和十一年に較べて十四年は六割程度増加して居ります。

△鐵道省の對策

これに對して鐵道省でも列車の車輛の増加をしたり、それに伴ふ種々な施設の増加を考へては居るのですが、この時局下ではなかく思ふやうにはならないのであります。従つて現有勢力を活用する以外に方法がないのであります。

るべく鐵道に輸送力の相當ある時には成るべく受附けることになつてゐます。

8 鐵道省で指定したコースによる聖地參拜團體

よつて事變以來輸送力と睨み合せて團體の取扱ひは追ひ／＼制限され、臨時列車によるものとかあまり遠距離に行くものは扱はないとか、客の多い時は割引の停止をすると云ふ風な方法が取られて來たのでありますが、今ではその制限を更に強化して、實質的には遊覽的な團體は時季の如何を問はず絶対に取扱はないことになつてゐまして、結局鐵道で取扱ふ團體は、

1 滿蒙開拓青少年義勇軍及び移民、就職者からなつてゐる團體

2 勤勞奉仕の團體

3 學生生徒の短期修學旅行

4 訓練を目的とする在郷軍人や青年團體等の團體

5 外人團體や滿洲等からの内地視察團體

6 國民に健全な娛樂や慰安を與へるところの興行團體

7 身心鍛錬や品性陶冶を目的とする近距離の團體（これ等は主として工場とか商店等に從事してゐる青少年の團體であるがこれ等はな

旅行の新體制で何とかして良くしたいことは交通道徳の問題であります。鐵道の混雜に拍車をかけるものは我れ勝ちに先を争ふ乗客の混雜です。日本の國民は個人としては非常に謙讓といふか、禮儀正しい立派な人が多いのですが、社會的に訓練されてゐないためか公共の場所に集まる場合には非常に秩序がなくなるのであり

△交通道徳

團體主義的で何とかして良くしたいことは交通道徳の問題であります。鐵道の混雜に拍車をかけるものは我れ勝ちに先を争ふ乗客の混雜です。日本の國民は個人としては非常に謙讓といふか、禮儀正しい立派な人が多いのですが、社會的に訓練されてゐないためか公共の場所に集まる場合には非常に秩序がなくなるのであり

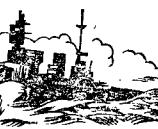
ます。それが一番よく現はれるのは交通機關のやうな公共的施設の利用の時で、停車場や列車の中では非常に見苦しいことが行はれて居ります。

元來このやうな非常時局、重大な事變下におきましては混雜が多くなるほど秩序が正しく守れるやうでなければならないのであります。鐵道省では「公德週間」を設けたり、又近頃では東京附近や京阪神附近では青少年團體による「一列運動」が行はれたのですが、これは非常な好結果でありました。

國有鐵道では現在年に十六億位の乗降人員があります。一日に四百二三十萬人の人が乗り降りして居るのであります。この人達を通じて國民生活の刷新を圖るといふことは、實に有意義な事と云はなければなりません。

實際的に云つて乗降の時に人が押し合つて混雜すれば、それが爲に乗降の時間がかへつて久しくかかる事は甚しいものであります。列を正して順序よくすればその時間もすつと少くて起立は左程の苦痛ではないのですから、乘車してからでも弱い人や老人や婦人殊に子供をつれた女人の人等には是非席を譲る精神がありたいものです。若い青年や學生が、隣りに年寄りや子供を負つた婦人が立つて困つてゐるのに、平然として席についてゐる等はまことに見苦しい事です。自分さへ安全であれば他人の事は、顧みないと云ふやうな態度は、およそ新體制の精神に反するものであります。

濟むことはよく御承知の通りであります。よしんば乗車が遅れて座席が足りなくなつても、少し待てば空席が出來やうし、又空席が無くて立つてゐるとしても、若い人や丈夫な人に少々の苦痛でありますから、乗車してからでも弱い人や老人や婦人殊に子供をつれた女人の人等には是非席を譲る精神がありたいものです。若い青年や學生が、隣りに年寄りや子供を負つた婦人が立つて困つてゐるのに、平然として席についてゐる等はまことに見苦しい事です。自分さへ安全であれば他人の事は、顧みないと云ふやうな態度は、およそ新體制の精神に反するものであります。



明年度の海軍志願兵について

昭和十六年度の海軍志願兵徵募検査

は明年一月中旬から實施される豫定であるが、明年度の採用員數は本年度の分に較べて凡そ一割五分程度の増加となる模様である。

然るに一方近來の社會各般の狀況について見る所、人的資源は追々缺乏を來し、或は軍需勞務の要員に、或は青少年義勇軍に、其の他の國防並びに產業方面に多數の青少年を必要とする現状であつて、志願者數を期待員數に達せしめる事がなかなく困難であると豫想される懸念もあるのである。

しかし帝國の海軍としては列國の動向、殊に極東の情勢から云つてわが海軍の充實は益々急を要するものがあるので、一層志願兵制度の普

及徹底に努めて素質の優秀な志願者を多數に獲得し、以て精兵簡拔の目的を達することに努めねばならない。この點特に市町村當局者、青年學校教職員及び海軍關係各位の配意を希望する次第である。尙この點については十月中旬頃關係者の協議會を開催する豫定である。

元來海軍志願者は將來海軍下士官たらしめることを目的として採用せられ、又準士官も特務士官もこの中から選抜せられるものであるから明敏な頭腦と優秀な學力を有し、思想堅實で身體の強壯なことを必要とするのであつて、この志願兵の優秀と云ふことは實に我が海軍の實力充實上眞に緊要な事柄である。

要求されてゐる志願者の學力は高等小學校卒業程度以上であつて、體格に對する標準は法令で定められて居り、市町村に配付される「志願兵の禁」にも記されてゐるが、強健な體格の持主であつて胸部疾患、脚氣、癩瘍等の既往症とか精神病系統者でない思想素行の善良な者であることを必要とする。

今、本年二月に行はれた本縣下の志願兵徵募成績を見るに、受検人員は五百七十八名で前年に比べて約百名の應募増加であり、その中で合格者は二百六十六名で合格率は四六%に達したのであって、全國的に見て男子人口一萬に對する受検者の順位は十一位、同合格者の順位は十三位と云ふ好成績であつた。

しかし検査の結果について見ると本報第六十三號「海軍志願兵徵募狀況」に於て詳しく述べを示した通り、身體検査に於ては受検する前に既に検査標準に達してゐない爲に不合格となることが明かである者が受検したり、又は検査前に練習するとか治療することによつて合格し得たであらう者のあつたことが推定される。これにつけても大切と感せられることは、志願者に對して市町村又は學校に於て、豫備検査を早くから行つて夫々必要な手當を行ふことが必要である。

又學科試験に於ても受検前に豫備教育の必要なことは身體検査と同様である。試験は讀書と

算術によつて行はれたのであつたが、特に算術に於て不合格者が多く生じてゐるのであつて、讀書の方は學校卒業後も之に親しむ機會が多いのに反して、算術の方は日常使用する機會が少い爲に自然忘れ勝ちになるものと思はれる。小學校や青年學校で相當優秀な成績を得てゐた者で、學科の方で不合格となる者の多いのも、即ち漸く學科から遠ざかる爲に忘れ勝ちになるものと思はれるから、これが爲には受検前に於ける學術講習及び豫備試験の勵行が特に必要なわけである。

尙本春行はれた口答試験の結果を見ると、極く平易な國民常識の上に時局に關するもの少々を附け加へて行はれたのであるが、一般に國民常識の不足を感せられてゐるから、特に青年學校方面に於ける教育に於てこの種の一端の注意を希望する次第である。

今や我が國が東亞の安定勢力として未曾有の大業に邁進してゐることは今更云ふまでもないが、事變終結の遅速、時の平戰時の如何に拘ら

す海軍の充實こそは將來の帝國國防並びに國威發揚の根基である。有爲なる青少年諸君の奮起志願を望むと共に、關係者諸氏の積極的な勵奨と指導とを切に期待するわけである。

婚約の條件は相互の血統や本人の健康狀態性格等を主とし、相性、十二支、日取等の迷信に囚はれないこと。



冠婚葬祭の新様式

趣旨

(縣精勤本部決定)

断呼永年の虚榮的形式を排し、我國獨特の家族制度の美風と禮儀を失せざる限り、冗費節約と物資愛護の徹底手段を講じ、以て時弊を一掃し、簡素にして嚴肅なる冠婚葬祭新様式の普及徹底を期す。

(甲) 婚約

(乙) 結婚について

(一) 結納

儀禮の程度に止める事。即ち友白髮、鱗節鷦、末廣、熨斗、昆布等のうち、適宜取合せ一台にして贈ること。

結納に莫大な金や品物を贈つたり、贈り返したりすることは、徒らに相互の負擔を増すばかりである。簡素にして嚴肅な固い約束の儀體にすべきである。

(二) 支度、舉式等

双方合意の上、簡素にすること。調度及び衣類は出來得る限り新調を見合せ、餘裕あ

る場合は貯金又は國債等で持參せしむること。衣裳見合せは絶対に廢すること。

舊來の習慣又は媒酌人の見榮等から支度舉式等が双方の意思に反して、贅澤なるになる場合が多い、從つて双方の直接の話し合ひでゆく方がよい。調度や衣類は差當り必要な最少限度に止め、豫算に餘裕があれば貯金や國債等、生活準備金として持參する方が新家庭を堅實化する上にも有意義である。

(四) 式 服

團服又は制服を利用し得る場合は必ず之により、然らざる場合にも簡素なる一着に限り（花嫁は留袖以下とし、花婿はなるべく平服着用）振袖、胸模様等を全廢し、且つ式後の色直しの弊風を除去すること。參列者の服裝も之に準じ簡素にすること。

花婿はモーニング等の新調を見合せ、なるべく平服を用ひ、花嫁は振袖、胸模様等を全廢して簡素な留袖以下にし、且つ

(五) 舉 式

神社、家庭又は公共の場所を主とし簡素且つ嚴肅に行ふこと。

結婚式は最も神聖且つ嚴肅に行ふべきものであるから、式場では必ず宮城遙拜を行ひ、神社以外の場所に於る舉式の場合には、神社に奉告祭をなし、祖先の靈に報告することも忘れないこと。結婚舉式料は簡素嚴肅といふ趣旨からせいか最も高二十圓を超えない様にし、市町村の實情に即し出来得る限り低額に決定すべきである。

尙結婚届は結婚式場で作製し、結婚誓詞等記念になるべき諸記録は永く家寶として保存すること。

(六) 披 露 宴

小範圍を原則とす、而も簡素を旨とし（一人當り最高と雖も總額五圓以内とし地方の實情に應じ低額にすること）なるべく茶菓又は小宴の程度に止め、其他は通信を以て披露すること。披露宴は數回に亘らざるやうにすること。

披露宴を無闇に盛大に、しかも甚しきは連日に亘つて行ふ等の弊風は嚴に一掃すべきである。元來披露の催は新郎新婦を特別縁故者に紹介するのが本旨であるから、平素餘り交際してゐない人達までを招待することは、却つて先方に對して迷惑感である。小範圍に且つ簡素にする方が和氣藹々として奥床しいのである。

(七) 結 婚 祝

精神を主とし、近親者以外は金品を贈らぬこと。返禮は全廢すること。結婚の祝儀品は外觀だけ飾りたてたものよりも、心を込めたものを、贈られる側

(乙) 出 產 祝

見合及び記念寫眞は、キヤビニ型、八ツ切以内とすること。

見合の寫眞や新郎新婦の記念寫眞はキヤビニ型以下、參式者の記念寫眞は八ツ切以下に統一し、それ以上の大型寫眞の撮影は廢すべきである。

(一) 出 產 祝

精神を主とし、なるべく物品を用ひず近親者のみに於て、出來得る限り貯金帳、子寶貯金、國債等で祝ふこと。

(二) お宮詣り、紐落し等には晴着の新調を全廢すること。

(三) 節句・誕生祝其他も前項に準すること。
娘家、里方を問はず、あとで役にも立たぬ晴着などを紐落しその他に新調することは、親の詰らぬ虚榮心である。かかる虚榮は子供の将来にも悪影響を與へることになるから、全廢すること。

(四) 出産、紐落し、節句、誕生祝ひ等は固より其の他吉凶禍福に際し、婚姻後里方よりする贈物は、双方自覺の上廢止すること。
し、殊に娘家に於て之を歓迎したり、甚しきは之を慾求したりする陋習は絶対に革めること。

(五) 金婚式、樂婚式、還暦、吉稀、喜壽、米壽等の祝も精神を主とし、なるべく近親者に限ること。
これ等の祝ひも、近親者だけの、心をこめた慶びとした方がどれ程床しいかも知れない。

(丙) 葬儀について
(一) 凡て精神を主とし簡素嚴肅に行ふこと。
葬儀は人間哀愁の極である。真心をこめて簡素嚴肅に執り行ふべきものであつて、出来るだけ遺族の手數や失費を省くやうにせねばならぬ。

(丁) 死亡通知

死亡の通知は故人と親交のありし範圍に止め、其他は葬儀終了後に通知すること。
新聞廣告をなす場合は簡略を旨とし、安りに多數の名を連ね、または幾通りにも掲載せざること。

あまり心易くもない人への死亡通知は、無意義である。親交者への通知に止め、その他の人々へは葬儀終了後に知らせること。

方がよい。新聞紙上へ死亡廣告をする場合に、多數の親戚や、知名の人々の名を羅列するのは虚榮であり、喪主以外少數の特別關係者に限るべきである。また同一人の死亡廣告を幾通りにも掲載することは、紙面と經費の浪費であり、改むべきである。

(乙) 通夜

通夜の酒食は全廢し茶菓の程度に止め、時間は十時限りとする。出棺の際の立振舞は全廢すること。
通夜の酒食に夜を更かすことは、遺族の煩ひである。現在も地方に残る出棺の際の立振舞特に飲酒は、自然不謹慎な事態を生じ、傷心の家人に禮を失し易いから全廢し、一般の通夜は十時を刻限とし酒食を廢して茶菓の程度に止めるべきである。

(丙) 墓服

喪服は團服、制服又は清潔なる平服を着用

(丁) 葬儀について
(一) 葬列は近親者のみとする。列立者もなるべく近親者小範圍に限ること。

都會では葬列に幾臺もの自動車を連ね、地方では多數行列して歩く風習があるがこれは近親者に限定すべきである。また告別式の際に、多數の列立者が並ぶことも一種の虚榮であり、形式に泥み時間を徒費し會葬者に迷惑をかけることを避けねばならぬ。

(六) 個人間の贈答

個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

(二) 個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

(三) 個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

(四) 個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

(五) 個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

(六) 個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なものは全廢し、己むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るやうにすること。

葬儀の際、會葬者に對する菓子包、切手等の配布を全然すること。

葬儀場で會葬者に菓子包や、切手などを配布する風習もあるが、遺族を煩はすだけのことであるから、絶滅せねばならぬ

(b) 花輪や香奠

花輪、生花、放鳥其他供物等の寄贈は全廢し、香奠も精神を主となるべく小額に止め、香奠返しは全廢すること。

形式的な花輪類や腐敗し易い供物を贈ることは全廢し、香奠もその本來の性質は

故人に對し哀悼の誠意を表するための香

料であるのだから小額に止めるべきである。

(八) 法要要

法要も葬儀に準じて簡素を旨とすること。

夏秋蠶期中に桑園の手入れも却々思ふやうに出来ないのが一般の状態であります。併し晩秋蠶が終つたならば葉の摘み荒された儘になつてゐる桑園の手入れを充分に行ひ、來年の春蠶にも良質の桑葉を澤山に收穫出来るやうに心がけることが大切です。

△除草

雑草の最も繁茂する時期を飼育や摘桑の作業に追はれて除草に手の廻らないのが普通で、うつかりすると桑園が草園になりかねないのであります。桑樹も程なく伸長が止まり、葉も殆ど収穫し盡した後でありますから、今となつては除草もさう急ぐ必要はないやうに思はれますが特に結實する雑草等は種子の落下する前に除草し、出來れば之を圃場外に運び出して堆肥の材

料とするのが、翌年の雑草の繁茂を防ぐ上にも最も望ましいのであります。

△整枝

矮少な枝や横臥枝等は、成るべく初秋蠶期に早く基部から剪除して葉を利用するのがよいのです。が、それをやれなかつた桑園は此處で此の整枝を行ひます。整枝は桑園の體裁がよくなるのみでなく、結束を容易にし除草、中耕等の作業も便利になります。

△害虫驅除

桑の害虫の中で夏秋蠶期に數回發生して桑葉を喰害する螟蛾の幼虫は、此の時期になるとぼつぼつ枝條を下りて株際に冬期の潜伏場所を探します。此の際株間に幼虫の潜伏に適當な材料を配置し、それに幼虫を誘ひ入れて捕殺することは有効な桑の螟蛾驅除法でありますから、之を近隣と共同して成るべく廣い面積に亘つて實行したいものです。

尙ほ此の誘致材料の中には螟蛾の外に金毛虫尺取虫の幼虫等も潜伏し、併せて驅除すること

が出来ます。誘致材料としては、從來最も手に入り易い稻藁が一般に用ゐられてゐるのであります。が、之を成るべく株際に倒置するのです。時期は九月下旬から遅くも十月中旬までが効果が大ります。

△綠肥作物播種

冬の間作綠肥としては一般に大豆が適してゐて、播種の時期は九月下旬から十月下旬までの間に全畦に播く場合は反當り四升から五升、隔畦の場合は右の量の約六割とします。

桑園に各種の綠肥を栽培しても思ふやうに繁茂しないのは、土壤中に有機質が欠乏してゐるか、或は酸性土壤かでありますから、此のやうな土地には堆肥を施すとか、又は反當り二十貫か三十貫位の石灰を施すことが大切であります。

△落葉の處理

落葉には色々の病菌が寄生し、又越冬害虫の潜伏場所となるのでありますから之を搔き集めて堆積肥料とし、或は冬の施肥の際一緒に畦間



夏秋蠶終了後の桑園の手入法

に鋤き込むか、又は焼いて灰を桑園の加里肥料として使用するのです。

△施 肥

晩秋蠶の終了後施す肥料は、云ふまでもなく翌春の發育を促進して收葉量を増加させるにあるのでですから遲効性肥料を用ゐます。所謂お禮肥料として人糞尿のやうなものを此の時期に施すのです。

次に落葉、刈草、藁稈類のやうな粗大有機物は、之に適當な窒素肥料を加へて速成堆肥を作つて施す方が、肥料としての効き目が大きく且つ早いのであります。作業の關係で其のまゝ桑園に施す場合には畦間に施肥溝を掘つて施し窒素肥料を之に加へて覆土し所謂土中堆肥を作ります。



廢品回収とはどんなことか

廢品とは即ち廢物であり、屑となつたものを指して云ふのであるが、既に使用済になつた普通にはもう廢品だと思ふものでも使ひ方によつては充分にまだ使用出来るものが澤山にある。例へば一本の古釘でも、それが折れたり曲つたりしてゐるからと云つて捨てゝしまつたのでは釘は錆び付き腐敗して所謂屑となつて全部意味のないものになつてしまふが、釘としてはその役割をなさなくなつてゐても鐵として物質上の性質には變りはないのであるから、それを何千何萬何億と回収する不斷の努力によつては大砲も出来るし、又軍艦も建造することも出来るの

目を果させることになるのである。

現在企劃院などで計画されてゐる廢品回収（或は資源回収）といふものによると、主として廢物となつたのを回収する「一般回収」と、主として現に使用してゐるもの回収する「特別回収」とに大きく分けられてゐる。であるから廢品回収といふのはこの分類から云へば一般回収に含まれてゐると云へる。

今更便宜上特別回収の方を先に簡単に説明しよう。

「特別回収」と云ふのは、現に使用されるものを回収するのであるが、これにも現用回収と貯（死）藏回収の二つがある。

(一) 現用回収といふのは、必要に應じてその使用の轉換をする場合に行はれるのであつて、材木が必要だといふ場合にその材木を各方面から回収して、これをその必要な方面に向けるのが國家の資源を無駄にしないことになるのである。一度使用済のものも二度三度と使へるだけ使ふことによつて、その二倍なり三倍なりの役

である。釘一本でもさうである。紙一枚、硝子瓶一箇でも無駄には出來ない時である。使ひ得られるものは幾度でも使はなければならぬのだ。

興亞の聖戰も既に滿三年を越して三ヶ月、歐羅巴の動亂にからまる世界的な大變動と共に、我が國にも亦新たなる進展が行はれやうとしてゐる。吾々銃後國民は、大陸の戰線に活躍されてゐる皇軍將士の武運長久を祈りつゝ、戰争がいつまで續かうともそれに耐え得る緊張した生活を續けて居るのであるが、まだ／＼吾々の周圍を見廻した時そこに無駄がありはしないであらうか、氣が付かずに行はれてゐる無駄もすいぶん少くないことを思はれる。

一度使つてしまつたものはもう用が無いとして捨てゝしまひ易いのであるが、かうした非常の時にあつては使ひ得るだけ使ふやうにするのが國家の資源を無駄にしないことになるのである。一度使用済のものも二度三度と使へるだけ使ふことによつて、その二倍なり三倍なりの役

く現在不用として貯蔵或は死藏されてゐる品物を復活させて有用の資とする爲の回収であつて士藏の隅にしまつておいた金製品を政府に賣るとか、海底に沈んでゐる沈没船の引上げを行つてその船体の鐵材を回収するといふのがこれに當る譯である。

次に「一般回収」とは何かといふと、これも副産回収と再生回収とに分けられる。この兩者ともに廢物が對照ではあるが

(一) 副産回収といふのは、ある一つのものを生産してゐる際に、別に新たなる用途を發見してそれを回収するやうにすることであつて、銅の製錬所の廢煙の中からは亞砒酸が出来るし、又廢液の中からは金、銀、丹礮、セラニウム、硫酸ニッケル、蒼鉛等が採集される。これ等は第一の目的は銅を造るのであるが、銅を造ると同時に廢物となつてゐる煙や液も無駄なものとして捨てないで、他の生産物を採集されるやうにすることなのである。

(二) 再生回収といふのは、全然新らしい品物

を得る爲に副産的に行ふのと違つて、消費されたものをもう一度再生して用途を復活する爲の回収であつて、化粧品の空容器や罐詰の空罐などの回収は即ちこの部に屬する譯である。

何故に物資の回収、廢品の回収といふ事をこれだけ聲を大にして云はねばならぬかと云へば説明するまでもなく我が國は海にかこまれた島國であつて、天然資源は乏しいのである。鐵も石炭も米も、その外いろいろなものが不足してゐる。その不足をどうして補ふか。外國から輸入すればそれだけ國內の金が流出する。しかし聖戰を完全に遂行させるにはどうしても色々な物資が必要である。それが爲には、一方に資源開發、生產力擴充などをすると共に、國民は生活上に於ての消費を出来るだけ節約し、代用品を極力使用して廢品となつたものを再生させるやうに心掛け、國家の資源をして無駄に使用しないやうにしなければならないのである。

廢品回収こそは、實に銃後國民の長期建設に處する一つの大きな務めであることを覺悟せね



ばならぬ。

鶏の飼料の作り方

人間の食料さへ缺乏する時であるから、時局柄鶏の飼料の不足するのは止むを得ないこと、は云ひながら、軍需その他に基く養鶏増殖の重要なとき、この飼料不足は實際困ります特に飼料配給統制と共に、家庭的に少數の飼育をする者には飼料の配給も受けにくい場合もあつて困難を感じることが多いのですが、次に参考のために飼料製造上の配合量を記して見ませう。

米糠	二〇%	麥糠	一五%
雜穀	三〇%	雜草粉末	一〇%
大豆粕	一〇%	魚粕	一五%

入營並應召時に 於ける措置



- 一 機、旗及び檜の廢止に付て
防諺並びに資源等の關係上、機旗及び檜は
絶對に廢すること。

二 附添人の廢止に付て

輸送、宿泊並に經費等の關係上、父兄等の
附添は之を廢止すること。

三 入營及び應召前夜の宿泊に付て

入營及び應召部隊の近くに居住する者であ
つて其の當日出發することの出來る者は入
營前夜に宿泊せしめることなく入營當日出
發すること。

現役兵の入營や又は在郷軍人應召等の時に當
つて、これを歡送してその行を壯にし、名譽を
祝して賑々しく送ることは銃後を守る國民の大
切な務めであるが、一面時局は益々長期に亘る
ものと覺悟しなければならないのであつて、對
支問題はもとより、歐洲戰の今事變に及ぼす影
響や、東亞經濟圈と米國やソ聯との問題、考へ
れば前途は愈々遼遠であつて、國民はこれ等の
時局に對する認識を深くして、未曾有の難局に
伴ふべき覺悟を堅持することが必要である。
依つてこの入營並びに應召軍人歡送の方法に
ついても、種々な點から考慮して自今これを次
のやうに改めることとするやう、姫路師團參謀
長から通牒があつてゐるから、今後は充分これ
を確守するやうせられたい。

素すな統制

抑へよ物價

全國平均して男子八一・二三%女子八二・四二
%が齶齒に冒されて居るのであります。

全國小學校齶齒兒童百分率

種別	男	女
大都會	87.70%	88.35%
中都會	83.13	83.68
小都會	78.39	80.31
漁村	72.89	76.08
山村	72.37	74.10
農村	71.38	73.40
平均	81.23	82.42

我々人類が生きて行くためには食物を攝取咀
嚼しなければなりません。自然是そのために齒
牙を吾々に與へてくれました。そして齒牙は忠
實に一日何回かの激しい勞働によつて我々の期
待に應へてくれて居るのであります。併しながら
我々人間が數百年、數千年の間に創り出した
文明は、その大切な齒牙を除々に蝕んで行つた
のであります。

現在文明國と言はれる國々は、何れも國民は
その大部分が齶齒に惱まされて居ります、勿論
我が日本もその例に洩れないであります。一
例を小學校にとつて見ましても解りますやうに
のであります。

又文部省の調査に依りますと、大正十二年か
ら昭和十一年に至る十四ヶ年間に兒童の齶齒は
男子二〇・二八%、女子二二・六九%増加して居
ることが解ります。最近調査された大都會兒童の齶齒に罹つて居
る状態を見ますと、一〇〇人中九〇人乃至九五
人位は齶齒に冒されて居のであります。更に



「むしば」さ國民體力

我々人類が生きて行くためには食物を攝取咀
嚼しなければなりません。自然是そのために齒
牙を吾々に與へてくれました。そして齒牙は忠
實に一日何回かの激しい勞働によつて我々の期
待に應へてくれて居るのであります。併しながら
我々人間が數百年、數千年の間に創り出した
文明は、その大切な齒牙を除々に蝕んで行つた
のであります。

幼兒に就いてみると、東京市内幼稚園々兒は既に一〇〇人中九六人から九八人まで齲齒を所にして居ると言ふ寔に憂ふべき状態にあるのであります。

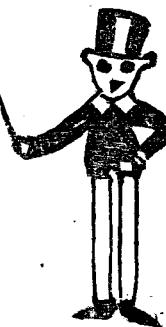
斯様に幼兒兒童の大部分を冒してゐる齲齒は我々の身体に様々の悪い影響を及ぼすものであります。先づ第一に歯痛の原因となることは言ふ迄もないことで、それによつて精神的肉体的に受ける打撃は決して軽視出来ぬところであります。且つ食物を充分に咀嚼することが出来なくなるので食べたものから栄養分を完全に吸收出来なくなり栄養が悪くなつたり胃や腸を壊したりします。又歯列が不正になつたり、顎や顔の正しい發育が妨げられ、更に微生物が深い部分に侵入致しますと骨膜炎とか骨髓炎、蜂窩織炎、淋巴腺炎、蓄膿症のやうな重い病氣を起します。

その他に歯牙中心感染症と云ひまして、慢性の歯の化膿性の病氣でありますとそこから毒素が體内に吸收されて、知らぬ間に體の大切な器管に重い病氣を起します。例へば「關節ロイマチ」

ス」とか心臓内膜炎、腎臓炎、視神經炎等を起すことが往々あるのであります。

このやうに歯牙は全身の健康と密接な關係を有つてゐるのでありますから、現下の非常時局に際して健全且優秀な國民を要すること切なるものゝある時に於て、齲齒の絶滅に努め國民の体力向上を期することは是非必要なのであります。そして今後の人類文化はこの齲齒を克服して行くものでなくてはなりません。

勤 勞 仕奉班の 編成奨勵



支那事變勃發以來人馬の應召、並に時局産業への轉出等に依り労力は著しく減退して居る折柄他面重要農林水產物の増産確保は刻下の急務

設に對しては本年度に於ても助成金交付の見込みである。
一 活動狀況は常に其の實績を記録調査せしめて置くやう指導する。

であつて、之に對處するため既に勤勞奉仕班を編成せしめ、之が活動に依つて銃後對策に萬全の措置を講じて來たのであるが、今や事變の擴大長期に亘るに及んで益々其の組織の整備充實を圖り、其の機能を充分に發揮せしめるの要緊切なるものがあるので、縣では秋の農繁期を目前に控えた今日、殊に勤勞奉仕班の計畫的且つ組織的活動を促し、而して之が運用に付て萬遺憾ながらしめるやう、次の五項目に付常會を通じて督勵することとなつた。

一 既設奉仕班をして一層計畫的且つ組織的活動を促す。

一 活動の實施に當つては部落の農事實行組合が其の中心となり、地方の實情に應じ奉仕計畫を樹立して徒らに形式に流れないこと。

一 特殊事情に應じて特別奉仕班（婦人會、青年團、處女會、警防團、少年團等）はそれくの性能に應じ、事業の分擔を定めて活動せしめるやう督勵する。

一 町村に於ける之等勤勞奉仕班、活動促進施